

地域	モザンビーク
日付	2022年4月1日
法律事務所	JLA – Jamal Advogados, Sociedade Unipessoal, Lda
役職名、氏名	パートナー: Zara Jamal、アソシエイト: Emanuel Nhanombe, Carol Velasco Matias
連絡先	電子メール: maputo@jlaadvogados.com; 電話: (+258) 21 317 159; 住所: Rua dos Desportistas, n°691, JAT 6.1 Building, 13th Floor, North Fraction Maputo–Mozambique

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

JLA: 現在、モザンビークではデータ保護に関する具体的な法律は施行されていません。この法律の制定は何年も前から期待されていますが、いつ承認されるかはまだ予測できません。

しかしながら、この問題を扱う規定は、以下のように様々な法律文書の中に散見されます。

(i) モザンビーク共和国憲法。

モザンビーク憲法第 41 条と第 71 条に従い、すべての国民は、名誉、名声、評判、公共イメージ、およびプライバシーを守る権利を持ち、政治的、哲学的、思想的信念、信仰、政党や労働組合への加入状況、および私生活に関する個人を識別できるデータの記録や処理を目的として電子手段を使うことは禁止されています。

第三者に関する個人情報を知る目的でアーカイブ、ファイル、電子記録またはデータバンクにアクセスすること、および、一つの電子ファイルから異なるサービス・機関に属する別の電子ファイルに個人情報を転送することは、法律または司法判断の定める場合を除き、許されません。

(ii) 労働法

個人情報保護に関する労働法第 6 条に従い、法律または各職業の慣習により、職業活動の性質に固有の特別な要請がある場合を除き、雇用主は従業員に対し私生活に関する情報の開示を求めることはできません。開示の各根拠は事前に書面で示されなくてはならず、また、当該情報を従業員の事前同意なく第三者に開示することはできません。

(iii) 電気通信の規制

電気通信サービス消費者保護規則の第3条および第10条に従い、テレビ、モバイルネットワーク、データ、ビデオの事業者、および、公共の利用のために電気通信サービスを提供し、または消費者向けに電気通信機器を販売するその他事業者は、消費者のプライバシー権およびデータ保護を遵守し、(i)不正な未承諾マーケティング資料または情報が第三者に代わって送信されないように、また(ii)消費者の番号または個人データが本人の同意なしに第三者に提供されないようにしなければなりません。

(iv) 電子商取引法

電子取引法第64条に基づき、データ処理者は、法律または司法判断の定める場合を除き、第三者に関する個人データのアーカイブ、ファイル、コンピュータ記録またはデータバンクへのアクセスが許可されず、また、あるコンピュータファイルから異なるサービスまたは機関に属する別のコンピュータファイルへの個人データの転送が許可されないようにしなくてはなりません。

(v) 信用機関の行動および消費者保護に関する規範

金融分野では、新たに制定された「信用機関および金融企業ならびに金融消費者保護に関する行動規範」に加えられた直近の変更によって、信用機関および金融企業は、消費者のデータ保護とプライバシーを確保するための明確な社内方針を持つことを義務づけられています。

さらに、モザンビークは、2019年6月20日付決議第5号により、サイバーセキュリティと個人データ保護に関するアフリカ連合条約を批准しています。同条約は、個人情報のデータ保護に関する一般的な法的枠組みを提供し、その規則はモザンビーク域内で適用され、憲法上の規範と同じ法的価値を有しています。

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

JLA: いいえ、上記のコメントをご参照ください。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

JLA: はい、前述の通り、この問題はさまざまな法律で規制されていますが、特に(i)金融分野、(ii)電気通信分野の二分野に注目します。

金融分野では、2021年に「信用機関および金融企業ならびに金融消費者保護に関する

行動規範」が承認され、信用機関および金融企業は消費者に対してデータ保護義務を負うことが定められています。また、信用機関及び金融企業は、不正、不適切又は詐欺的なアクセス、使用、損失のリスク、除去、変更、削除又は開示に対して、プライバシーの権利、データの安全性および完全性を保護し、不正確又は違法に収集又は処理されたデータを訂正する措置を講じなくてはなりません。

電気通信部門においても、ネットワーク事業者は、電気通信ネットワークセキュリティ規則に基づき、ユーザの個人データの管理および処理における保護とプライバシーを確保することが義務づけられています。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

モザンビーク共和国憲法	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	すべてのモザンビーク国民に適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2019年6月20日付決議第5号(サイバーセキュリティ及び個人データ保護に関するアフリカ連合条約の批准)	
① 「個人情報」の定義	識別された、または識別可能な自然人に関する情報であって、特に識別番号または身体的、生理的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的なアイデンティティに特有の一つ以上の要素を参照することによって、当該人を直接的または間接的に識別することができるもの。
② 法律の適用範囲	各加盟国に適用されます。その目的は、個人情報の自由な移動の原則を損なうことなく、基本的権利と公的自由、特に身体的データの保護を強化するとともに、プライバシーの侵害を抑制するための法的枠組みを構築することにあります。
③ 地理的範囲	条約を批准するアフリカ連合加盟国

2007年8月1日付法律第23号(労働法)	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	あらゆる活動セクターの国内外の労働者について、雇用者と被雇用者の間の労働関係に適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2017年1月9日付法律第3号(電子商取引法)	
① 「個人情報」の定義	自然人に関する情報であって、識別番号またはその人に固有の1つ以上の要素を参照することにより、当該人を

	直接的または間接的に識別することができるもの。
② 法律の適用範囲	個人、公的または私的な法人でその活動(電子取引、商取引、電子政府)情報通信技術を使用するものに適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2014年12月31日付法律第34号(情報法)	
① 「個人情報」の定義	手動または電子計算機により記録された、識別または識別可能な自然人に関する情報
② 法律の適用範囲	国の機関、直接・間接行政機関、在外代表機関、地方公共団体のほか、法律または契約に基づいて公益活動を行い、またはその活動において出所を問わず公的資源から利益を得て、公益情報を保有する民間団体に適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2020年12月31日付法律第20号(信用機関及び金融企業法)	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	信用機関および金融企業に適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2021年12月22日付通達第8号/GBM(信用機関および金融企業ならびに金融消費者保護に関する行動規範)	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	信用機関、金融企業、その他モザンビーク銀行による監督または監視の対象となる事業体に適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2015年10月6日付法律第6号(民間経営信用情報システム)	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	信用調査センター、データ提供者、加入者、顧客に適用される。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2019年8月1日付政令第66号(電気通信ネットワークセキュリティ規則)	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	ネットワークならびにサービスの安全性および完全な運用を構成する公共電気通信ネットワークおよびサービスの事業者に対して適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

2019年5月22日付政令第44号(電気通信サービス消費者保護規則)	
① 「個人情報」の定義	なし
② 法律の適用範囲	公共の利用のために電気通信サービスを提供し、または電気通信機器を販売するテレビ、電話、データ、ビデオ、

	その他の事業者、および消費者に適用されます。
③ 地理的範囲	モザンビーク

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

JLA: 本調査で言及されていること以外には、特にありません。

III. OECD プライバシーガイドライン

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体现した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則:

JLA: サイバーセキュリティと個人データ保護に関するアフリカ連合条約第 13 条の原則 2 に基づき、個人データの収集、記録、処理、保存、送信は、合法、公正かつ詐欺的手段によらずに行われなければならないとされています。

この原則は、モザンビーク憲法(71 条)、電子取引法(63 条、64 条)、情報法(25 条)にも明記されており、データ管理者による個人データの収集、処理、開示は、その機密性を損なうことなく、正確、完全、最新でなければならないと定められています。

(b) データ内容の原則:

JLA: サイバーセキュリティと個人データ保護に関するアフリカ連合条約第 13 条の原則 4 および電子取引法第 63 条に基づき、収集されたデータは正確かつ必要に応じて最新に保たれなければならないとされています。

(c) 目的明確化の原則:

JLA: 電子商取引法第 63 条第 2 項に基づき、個人データの収集目的およびデータ処理者の身元を収集前に特定するとともに、当該目的のためだけに利用されなければならないとされています。

(d) 利用制限の原則:

JLA: モザンビーク憲法第 71 条、情報法第 25 条および電子取引法第 64 条に基づき、当局が保有する、識別されたまたは識別可能な自然人のプライバシーに関する情報は、所有者の明示的な同意または司法決定による場合を除き、開示することができません。

(e) 安全保護の原則:

JLA: 電子取引法第 63 条 5 項に基づき、データ処理者は、個人データをあらゆるリスク、損失、不正アクセス、破壊、使用、修正または開示から保護しなければならないとされています。

(f) 公開の原則:

JLA:なし

(g) 個人参加の原則:

JLA: 電子商取引法第 63 条第 6 項に基づき、何人も以下の権利を有します。

(i) データ管理者に対して、自己に関するデータを保有しているかどうかの確認、または自分に関するデータの管理者に関する知識を得る権利。

(ii) 手数料の支払と引き換えに、合理的な期間内に自己のデータについて知らされる権利。

(iii) 上記(i)および(ii)に基づく要請が拒否された場合、正当な理由を得る権利。

(iv) 自己に関するデータについて異議を申し立てる権利、および、承諾した場合には、当該データの削除、修正、補足、変更を行う権利

(h) 責任の原則:

JLA: 電子取引法第 65 条第 1 項に基づき、データ処理者は、処理のために第三者に譲渡された情報を含め、その保有または保管する個人情報に対して責任を負います。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

JLA:なし

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

(e) 安全保護の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

JLA: なし

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

JLA: 現時点では、国立情報技術研究所 (Instituto Nacional de Tecnologias de Informação - "INTIC") が、プライバシー、データ保護、および情報通信技術に関する法律を管轄内で施行する権限を持つ政府機関です。モザンビークでデータ保護法が承認された場合、これらの問題を扱うより特化された新しい当局が設立されることが期待されています。